

センター北(都筑区)文化施設用地活用事業に伴う 附属機関の設置条例制定について

1 条例制定の趣旨

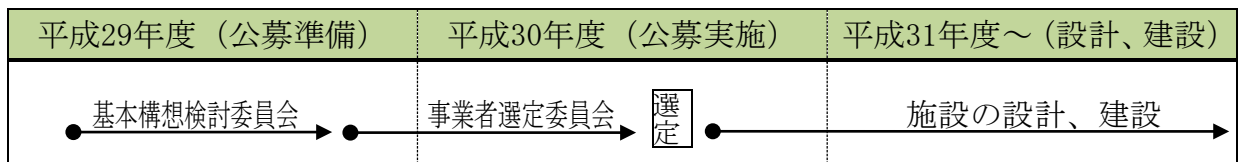
- ・ **市第1号議案** 横浜市都筑区における区民文化センター基本構想検討委員会条例の制定
都筑区における区民文化センターの規模や機能などの基本構想に関する事項を調査審議するために、「横浜市都筑区における区民文化センター基本構想検討委員会」（以下「基本構想検討委員会」という。）を設置します。
- ・ **市第2号議案** 横浜市都筑区における区民文化センター等整備予定地活用事業者選定委員会条例の制定
区民文化センター整備を条件とした土地全体の活用に係る事業提案型公募での事業者提案の審査及び選定に関する事項を調査審議するために、「横浜市都筑区における区民文化センター等整備予定地活用事業者選定委員会」（以下「事業者選定委員会」という。）を設置します。

2 事業概要

整備予定地については、区民の皆様から早期の文化施設建設が望まれており、文化施設の整備に向けた検討を進めてまいりました。

平成28年度に実施した民間事業者へのサウンディング型市場調査では、区民文化センター整備を条件とした土地売却等による土地活用について、複数の事業者から参加意向が確認できたうえ、早期事業化を望む声も聞かれました。

平成29年度は公募準備として区民文化センターの基本構想を策定し、これに基づく区民文化センター整備を条件とした土地全体の活用に係る公募要項を確定します。平成30年度は公募を実施し、事業者選定委員会による事業者の選定を目指します。



3 整備予定地の概要

- (1) 所在
都筑区中川中央一丁目9番1及び9番2
- (2) 面積
12,036.49 m²
- (3) 都市計画
 - ア 地区計画
港北ニュータウンセンター北地区
 - イ 用途地域
商業地域
 - ウ 建ぺい率/容積率
80%/400%
- (4) 現況
一部暫定活用中（文化芸術活動場等）



(裏面あり)

4 委員会の概要

(1) 横浜市都筑区における区民文化センター基本構想検討委員会

- ア 委員数
15 人以内
- イ 委員構成
学識経験者等
- ウ 施行期日
公布の日
- エ 委員任期
基本構想に係る答申を市長が受けた日まで
- オ 事務局
都筑区区政推進課

(2) 横浜市都筑区における区民文化センター等整備予定地活用事業者選定委員会

- ア 委員数
7 人以内
- イ 委員構成
学識経験者等
- ウ 施行期日
規則で定める日
- エ 委員任期
事業者の選定に係る答申を市長が受けた日まで
- オ 事務局
文化観光局文化振興課